

集計表「アンケート問6 入札監視委員会」

1 都道府県

自治体名	問6-1設置の有無	問6-2 人選	問6-3 入札調査の方法
1 北海道	○	建築工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保することを目的に、中立・公正の立場から客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等として司法、土木学会、会計、経済経営の専門家から人選している。	工事等案件の抽出審議、現地調査、談合情報の審議、入札・契約手続きの運用状況等を委員会へ報告
2 青森県	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等を有するものから5名	年2回実施、輪番により抽出委員を決め抽出委員が抽出した事案の入札契約手続きを調査
3 岩手県	○	入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、知事の諮問機関として岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会を設置しており、委員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等を有する者から人選している。	委員が指定した工事に関し制度の運用状況等について調査審議している。
4 宮城県	○	学識経験者等で構成している	委員が各発注方式から入札案件を任意抽出し審議を行う。
5 秋田県	○	学識経験者等を有する者のうちから選定する。(弁護士、大学教授、建築士、行政書士、建設業保証会社)	・対象機関(概ね4ヶ月)において発注した工事に関して、入札契約手続の運用状況等(落札率、契約業者、参加者数等)について報告を受ける。 ・さらに上記の内、委員が抽出した事案(1回につき2~3件程度)を事業ごとに審議する。
6 山形県	○	法律分野、経済分野、技術分野、学識経験者(大学教授、行政書士等)から1~2名ずつ全体で5名程度になるよう県において候補者を選定、本人の了承を受け委嘱している。任期は2年である。	
7 福島県	○	県内の様々な分野や立場の有識者を専任しているほか、関連団体による推薦を受けている。なお、公募もしている。	会議形式
8 茨城県	○	・非常勤の委員7名以内で組織する。 ・入札及び契約の過程について学識経験を有し、かつ、公正で中立な立場から客観的に事務を行なうことができるところと認められるものとしており、現在、大学教授等3名、弁護士3名、技術(建築士)1名の委員で組織している。	総括審議と事前審議からなり、年3回の会議を開催している。 総括審議では前年度の入札形態別発注件数、落札率、応札可能業者数、参加業者数等の発注入札状況等の審議を、事前審議では抽出した事案について個別の審議を行っている。
9 栃木県	○	入札・契約制度について必要な学識経験者等を有する者(弁護士や大学教授等)のうちから選定を行う。	半年間に発注した工事の一覧表を委員会に対して提出し、報告を行う。 また、委員が任意に抽出した5案件を対象に、入札参加条件の設定方法や指名選定の理由等について審議を行う。
10 群馬県	○	委員は、構成中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行なうことができる学識経験者等を有する者のうちから、知事が委嘱する。	群馬県(病院局)、企業局、教育委員会及び警察本部を含む。)が発注した設計金額が250万円を超える工事に係る入札方式別発注工事一覧表に基づき、委員会が抽出した工事について審議を行い、意見の提案を行う。
11 埼玉県	○	建設工事等について必要な学識経験者等を有し、識見等に優れ、公正・中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。	年3回、委員会を開催し、発注課所から報告を受け、審議等を行っている。
12 千葉県	○	大学教授等で、入札契約制度、建設工事に造詣の深い者などから選任している。(弁護士委員については、千葉県弁護士会の推薦により選任している。)	年2回の定例会議の前に5人中1人の委員(輪番制)が対象案件を抽出(1回につき5件程度)、それについて各担当課が資料を準備提出した上で、会議の場において委員からの質問に担当課が応える形での調査となる。
13 東京都	○	外部有識者から選考	低入札案件や総合評価方式案件など入札状況や入札方法の違う案件を抽出し、入札監視委員会で審議しています。
14 神奈川県	○	外部有識者の中から選考。	年に4回委員会を開催し、1回につき3~4件の案件を抽出する。
15 新潟県	○	公共工事等に関する学識経験などを有し、人格・識見等に優れ、中立・公正の立場を堅持できる者の中から、知事が依頼する。	県が発注した工事中から委員が抽出したものと、会議で県が資料を基に説明し、委員が質問する。
16 富山県	○	法律、経済、技術の各学識経験者から選任(H27.4.1現在、弁護士1名、税理士1名、大学教授2名、准教授1名の計5名)	委員が抽出した事案のうち、1回につき10件を事業ごとに審議(年2回開催)
17 石川県	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行なうことができる学識経験者等を有する者のうちから、知事が委嘱する。	県が発注建設工事のうち、委員会が抽出したものに係り、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行う。
18 福井県	○	入札参加資格の設定理由や経緯、業者指名の理由などについて審議・提言をしていただくため、法律、工事技術、財務その他の幅広い分野の学識経験者を選任	入札・契約手続きの運用状況について包括的な状況を報告したうえで、委員が抽出した入札事案について個別に審議
19 山梨県	○	公共工事に関する学識経験などを有し、人格・識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。(大学教授・工学・法学等)、弁護士、建築士、県内経済界など)	1回の会議につき、該当する期間に行われた公共工事から、委員が事前に無作為で7件程度を抽出し、競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名理由・経緯等について審議を行っている。(委員会は年4回開催)
20 長野県	○	学識経験者、法律や経営の専門家、労使双方の関係者から選出	第3者委員会が必要と認めた案件について発注者から報告を求める
21 岐阜県	○	学識経験者など、工学系・政治経済系の大学教授、公取OB、弁護士、税理士、マスコミ関係など	半期毎の予定価格250万以上の全入札案件の中から入札監視委員が7件程度抽出し審議する
22 静岡県	○	大学教授(2名)、弁護士(1名)、公認会計士・税理士(1名)、企業(建築業以外)経営者(1名)、消費者団体(1名)	250万円超の建設工事契約のうち、各医院が各発注方式(一般競争、指名競争)から監視委員会1回につき5件を任意抽出し、1件ずつ審議する
23 愛知県	○	建設工事に関する学識経験等を有し、人格・識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できるものを知事が委嘱する。	競争入札に係る指名の理由等についての検討などを行う。
24 三重県	○	幅広い支店からの調査・審議を受けるため、様々な分野の学識経験者等を選任している。法律分野で弁護士、経済分野で公認会計士、技術分野で大学教授が含まれるように人選している。	委員により無作為の方法で事案を抽出し、入札過程等を調査・審議する。
25 滋賀県	○	・弁護士1名 ・大学教授(土木、都市計画、建築、地方自治)各1名 ・一級建築士1名	滋賀県入札監視委員会運営要領7条のとおり 「定例会議において、前条により抽出された工事等の発注額は、抽出事案説明書及び落札者の概要により、競争入札参加者どのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、委員は、競争入札参加者の設定等が適切に行われているかについて審議を行う。」
26 京都府	○	弁護士2名、大学教授3名を抽出している。	同委員会を年3回開催し、4ヶ月(審議対象機関)の中で高落札立案件等を入札方式別に計6件抽出し、委員から意見、質問を頂いている。
27 大阪府	○	委員は、弁護士、学識経験者、公認会計士で構成されている。 弁護士は大阪弁護士会に、公認会計士は日本公認会計士会近畿会に推薦を依頼している。学識経験者の人選方法は特に決まっていない。	入札監視委員会において、調査対象を抽出する委員を毎回専任し、当該委員が抽出した案件について、担当課の職員の委員会への出席を求めて調査審議している。
28 兵庫県	○	学識経験者(経済法等)、弁護士、公認会計士及び行政経験者から各1名ずつ計5名の委員を選任している。	対象機関(毎年度4月~7月、8月~11月、12月~3月)において、契約予約金額が250万円を超える建設工事に係る入札及び随意契約の全案件の中から、当番委員が審議すべき案件をあらかじめ抽出し、委員会毎に、抽出案件に係る各発注機関から案件の概要を説明の上、審議している。
29 奈良県	○	中立かつ公正な立場で客観的かつ適切に入札及び契約についての審査その他の事務を行なうことができる者であり、学識経験を有するもののうちから人選し、知事が委嘱する。	委員会が抽出した事案について、当該事案に係る発注機関より、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定行為の適否について委員による審議を行う。
30 和歌山県	○	有識者から選定	当番委員が抽出案件を決定し、調査する。
31 熊本県	○	学識経験者(大学教授等)、法律(弁護士)、経済(中小企業診断士、税理士等)、建築(建築士)、経営(会社代表等)の各分野から選定	四半期ごとに入札一覧を作成して、委員に送付。委員が審議を希望する案件を指定し、入札の経緯等について委員会で審議。
32 島根県	○	島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例に基づき、女性の登用を図り、委員の構成が一部地区に偏らないよう配慮して選定している。	年4回実施しており、その回ごとに委員会で審議する案件を抽出する委員を設けて、その委員が抽出した案件について委員会にて発注者が発注内容の説明を受けて内容を審査します。
33 岡山県	○	公正中立な立場で客観的に入札及び契約手続きについての審査その他の事務を適切に行なうことができる学識経験者等を有する者から、知事が委嘱する。	・県が発注した工事に係り、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受ける。 ・県が発注した工事のうち委員会が抽出した工事に係り、入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行う。 ・県が発注した工事における入札及び契約手続きに係る再苦情処理についての審議を行う。 ・公正な競争を促進するための入札及び契約制度の改善等についての審議を行う。
34 広島県	○	公共工事に係り、学識経験を有し、公正中立の立場で事務を行なうことができる者。(専門分野として、例えば、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授(工学・法学・経済学等)経済界などを想定)	審議対象機関に契約した案件について発注機関からデータを収集し、それらについて、入札及び契約手続の運用状況等について報告、また、そのデータの中から抽出した4件について、入札及び契約の過程並びに契約の内容が適正であるかを集中的に審議する。
35 山口県	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行なうことができる学識経験者等を有する者(弁護士、大学教授、公認会計士等)のうちから人選している。	委員が各発注方式(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)から対象事業を任意に抽出し、契約の過程、内容、運用状況等について審議を行っている。

36	徳島県	○	大学教授、弁護士等の学識経験等を有する者のうちから選任。	入札関係の資料に基に、発注担当機関が工事概要、参加条件等を説明後、委員との質疑応答により審議。
37	香川県	○	学識経験等を有する「法律」「経済」「学識経験者」「大学関係」の分野から選任	委員が、県契約事務から発注方式別に任意抽出を行い、抽出事案毎に入札契約手続等が適切であったか審議する。
38	愛媛県	○	人格、識見等に優れ、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから知事が委嘱する。委員6名(大学教授2名、税理士1名、公認会計士1名、弁護士1名、銀行員1名)	委員により入札・契約方式別に無作為に事案を抽出し、発注部局から競争参加資格の設定、指名業者の選定等について説明を行ない、委員会において適切に行われているかどうかを中心に審議を行う。 年4回開催、年審議件数20件
39	高知県	○	有識者及び学識経験者へ直接就任を依頼または関係団体へ推薦を依頼する。	抽出対象期間に発注契約を行った案件の中から選定委員が抽出した事案について委員会で審議を行う。
40	福岡県	○	中立な立場を堅持できる学識経験者5人で構成。人選方法としては団体(弁護士会、公認会計士会)からの推薦等を参考に選定しています。	各部が提出した工事実績のうちから抽出された工事について、入札及び契約の運用状況等に関する事項、入札参加資格の理由、指名理由、随意契約の理由その他の経緯に関する事項についての審議。 また、入札の経過に不満がある者の再苦情申立についても審議。 委員会は対象工事に係る不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは知事に対して意見を述べることができる。
41	佐賀県	○	公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱することとしています。(佐賀県建設工事入札審査会設置要綱第3条規定)	年3回審査会を開催しています。各医院が抽出した工事について、事案ごとに審査しています。
42	長崎県	○	公募、関係機関への推薦依頼(技術・法律・経済分野等の委員)により行っている。	県が入札、発注を行った工事の中から委員会が抽出した案件について入札参加資格設定及び指名の理由及び経緯について調査審議を行う。
43	熊本県	○	入札監視委員会設置要綱の規定により選出し、知事が委嘱する。	四半期ごとの250万円以上の工事について、当番委員が無作為の方法で抽出する。
44	大分県	○	法律部門、経済部門、技術部門から1名ずつその他部門から2名の計5名を選出。	年4回、工事リストから5件抽出し調査を行う。
45	宮崎県	○	委員会の所管課において、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者を選任している。	県が発注した工事・業務委託の中から事前に案件を抽出し、四半期ごとに開催される委員会の場において、当該案件の入札参加資格の設定理由・経緯、指名の理由・経緯等について発注担当部局の説明を求め、調査・審議を行っている。
46	鹿児島県	○	公平中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱。	予定価格250万円以上の全契約について、入札・契約方式別に委員により事前に無作為の方法によつて審議事案を抽出、審議。
47	沖縄県	○	学識を有する者、その他知事が適当と認める者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。	4ヶ月間に行われた予定価格250万円を超えるすべての工事、及び1000万円を超えるすべての工事に係る業務委託の中から、委員が無作為に抽出し調査審議を行う。

2 政令指定都市

自治体名	問6-1設置の有無	問6-2 人選	問6-3 入札調査の方法
48 札幌市	○	工学、法学、経済学等の学識経験者及び弁護士に対し就任を依頼しており、公募は行っておりません。また、委員の定数は5名以内となっております。	年4回程度開催しております、開催時点での統計データ(入札件数、落札率、くじ引き発生率等)を前年度と比較し検証するとともに、委員により抽出された特定の工事等に関する入札手続きや入札結果について検証を行っております。
49 仙台市	○	人選基準は、人格が高潔で、入札及び契約に関し公平な判断をすることができ、かつ、学識を有する者のうちから市長が委嘱する。	委員会の前に、期間を決めて入札方式毎に発注工事一覧を作成し、その中から案件を抽出して審議する。
50 新潟市	○	入札・契約制度に優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から、市長が依頼しています。	市発注の建設工事において、予定価格が250万円を超えるもののうち、委員会で発注方式別に抽出した概ね6件程度について調査を行っています。
51 さいたま市	○	弁護士、会計士等学識経験者について、所属団体へ推薦依頼をしております。	定期的に、委員会が抽出した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札等に係る指名の理由等について審議を行っております。
52 千葉市	○	・学識経験者であること。 ・女性委員の割合が3割以上になること。	別紙の添付あり
53 川崎市	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者	会議開催のおよそ前々月以前の6ヶ月間に本市が発注した、1件の契約金額が250万円を超える工事を記載した一覧表から、委員が入札方式別に件数抽出を行ない、審査を行なう。
54 相模原市	○	弁護士会・公認会計士協会・公正取引協会等各団体へ推薦依頼している	実施した入札案件のうち、落札率や辞退者の状況を勘案して、委員が調査する入札案件を抽出している。
55 横浜市	○	入札等監視委員会委員の人選については、弁護士及び学識経験者の中から女性委員の比率を考慮しながら行っています。	工事の入札・契約案件の中から事前に抽出担当委員が抽出した審議対象案件について、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法、契約方式別に、要項第5条第1項の規定による委任を受けた委員によつて事前に無作為の方法で行うものとする。 なお、事前の審議対象案件の抽出は、当該委員会の委員が当番制で担当します。
56 静岡市	○	(静岡市入札監視委員会設置要綱 第3条 第2項) 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約について審査し、及びその他の事務を適切に行うことができる学識経験等がある者のうちから、市長が委嘱する。	(静岡市入札監視委員会運営要領 第2の2) (1)審議の対象となる事業の抽出 一定例会議における審議の対象となる事業の抽出は、建設工事については一の入札方式別発注工事一覧表のから、建設業関連業務については一の入札方式別建設コンサルタント業務等一覧表の中から、それぞれ入札・契約方式別に、要項第5条第1項の規定による委任を受けた委員によつて事前に無作為の方法で行うものとする。 (2)抽出事案の説明 審議の対象となる抽出事案の件数を可能な限り増やし、もって入札・契約手続の透明性をより一層確保するため、抽出事案の説明について、抽出事案説明書(様式第6号)をもとに必要最小限の資料に基づき行う等、審議の効率化を図るものとする。 (3)審議 一定例会議における審議は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行うものとする。
57 浜松市	○	学識経験を有する者について、主に弁護士会、税理士会や地元大学など各団体からの推薦により選任している。	年2回の定期会議において、抽出により個別案件の審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
58 名古屋市	○	・学識経験のある者のうちから、市長が委嘱しています。	・名古屋市が発注した工事及び委託の契約のうち委員が抽出したものに關し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等について調査審議しています。
59 京都市	○	委員の選出については、審議の際に、様々な視点からの専門的な意見が必要とされるため、知識を持った学識経験者であることが条件としていることから、有識者を契約課で選定して就任を直接依頼している。	委員が抽出した案件について、資料・仕様書等に基づき審査を行い、改善事項があれば指摘を行う。
60 大阪市	○	・大阪市入札等監視委員会規則第2条に定めるところ、学識有識者その他の市長が適当と認める者4人以内(参考)現在の委員 ・行政経験者1名、報道関係者1名、大学教授1名、弁護士1名	大阪市入札等監視委員会開催運営要領に基づき、行っています。
61 堺市	○	学識経験者、その他適当と認める者のうちから委嘱又は任命する。(現在の委員構成は、大学教授、マスクミ関係者、弁護士、元検事などになっている。)	年3回会議を開催し、会議開催月の前々月以前4ヶ月間に本市が発注する建築工事及び建設工事に關連する委託業務(予定価格が250万円を超える工事及び予定価格が100万円を超える工事関連業務)の中から委員会が抽出した案件についての契約に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。
62 神戸市	○	兵庫県弁護士会、日本公認会計士協会兵庫会、神戸大学からの推薦。	委員が事前に、調査対象工事一覧から無作為に事業を抽出し、対象案件について事務局より競争参加資格などにより設定したか、指名業者などをどのように選定したか等の説明を行つたのち、これらの設定又は選定行為が適正に行われているかどうかを中心に行なうものとする。
63 岡山市	○	「法律分野」「会計分野」「ある程度行政にかかわり、市民目線で入札契約制度を公正中立に審議できる者」の3視点から選任している。	年4回開催している審議会で調査審議している。
64 広島市	○	学識経験者のうちから市長が任命する。ただし、特定の事業者と密接な関係を有する者、本市の競争入札に参加資格を有する事業者の役員又は従業者であつた者及び本市の職員であつた者を除く。 また、同一のものを、連續して2回を超えて選定しない。	発注工事一覧表を会長に提示し、会長が任意に抽出している。その抽出した案件を定例会において、工事担当課及び契約担当課が経過等を説明し質疑を行っている。(抽出は会長が指名する他の委員でもできるとこにしている。)
65 北九州市	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから選任。	発注した工事のうち、委員会が無作為の方法で抽出した案件に關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議する。
66 福岡市	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者等に委嘱している。	任意に抽出された事案について報告をうけ点検をしている
67 熊本市	○	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。	契約した案件の中から、委員5名で3件ずつ無作為に抽出し、定例会議で審議している。